

令和2年第3回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月4日（金）午前10時開議

日程第1	決議案第1号	デモテック戦略特別委員会設置に関する決議案について
日程第2	委員会提出議案 第1号	取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
	委員会提出議案 第2号	取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第50号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
	議案第51号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第53号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第54号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第6号）
日程第5	議案第55号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第56号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第57号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第58号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6	認定第1号	令和元年度取手市一般会計決算の認定について
日程第7	認定第2号	令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第4号	令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第5号	令和元年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第6号	令和元年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第7号	令和元年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第8	意見書案 第9号	新型コロナウイルス感染症拡大防止PCR検査体制の抜本的強化を求める意見書について
日程第9	休会の件	

決議案第1号

デモテック戦略特別委員会設置に関する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 2年 9月 4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	岩澤 信
〃	〃	関川 翔
〃	〃	根岸 裕美子
〃	〃	落合 信太郎
〃	〃	石井 めぐみ
〃	〃	佐藤 隆治
〃	〃	赤羽 直一

〔提案理由〕

デモテック宣言に基づく四者連携協定を踏まえ、当該戦略方針や事業運営等を調査研究し、効率的に全議員によるデモテック会議が進行されるよう、より専門的に進めていくため設置を求めるもの。

デモテック戦略特別委員会設置に関する決議

次のとおりデモテック戦略特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称

デモテック戦略特別委員会

2. 設置根拠

地方自治法第109条第1項及び第4項並びに委員会条例第6条

3. 審査目的

- ・デモテック宣言に基づく四者連携協定事業に関すること。
- ・ICTを活用した議会運営・活動、議員活動に関すること。

4. 委員定数

8名

5. 審査期間

令和2年9月4日から審査目的が達成されるまで。閉会中もなお審査を行うことができるものとする。

以上、決議いたします。

令和 2年 月 日

茨城県取手市議会

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月 4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員会の招集場所に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により招集することが困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、討論及び表決を除く部分について出席委員として議事に参加できるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p><u>付則</u></p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第94条（略）</p> <p><u>（オンライン会議システムを活用した会議）</u></p> <p><u>第94条の2 取手市議会委員会条例(昭和45年条例第32号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項及び第119条第2項の出席委員とする。</u></p> <p><u>2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第94条（略）</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言</p>

が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(選挙規定の準用)

第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第 4 節の規定を準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 (略)

が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(選挙規定の準用)

第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 1 章第 4 節の規定を準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第2号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月 4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員会の招集場所に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により招集することが困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、討論及び表決を除く部分について出席委員として議事に参加できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

議案付託表

令和2年第3回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第50号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
議案第51号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第52号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
認定第7号	令和元年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第56号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第57号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
認定第3号	令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号	令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号	令和元年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第53号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第55号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
認定第2号	令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第6号	令和元年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

○一般会計決算・予算審査特別委員会

事件の番号	件名
議案第54号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第6号）
認定第1号	令和元年度取手市一般会計決算の認定について

意見書案第9号

新型コロナウイルス感染症拡大防止PCR検査体制の抜本的強化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 9月 4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 根岸 裕美子

〃 〃 小池 悦子

新型コロナウイルス感染症拡大防止PCR検査体制の抜本的強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は8月後半に入り減少傾向にあるものの依然として予断を許さない状況にある。日本医師会の中川会長は8月26日の記者会見で「新規感染者は減少傾向だが収束に向かっているとは言えない。医療現場は疲弊状況にある」と訴えている。

国のPCR検査数が大幅に増えないため、PCR検査を大幅に増やす取り組みが東京都世田谷区をはじめ自治体独自でも進められている。世田谷区では、いつでも、どこでも、何度でも、という目標を掲げ対策を進めている。

感染拡大を抑え込むためには大規模な検査を行い無症状の感染者を把握し、対応することが欠かせない。こうした現状に厚生労働省も「地域の関係者を幅広く検査すること・医療・介護施設の勤務者や入所者に幅広く検査することも可能」と方針を打ち出した。しかし問題は可能だとしながら、検査は自治体や現場まかせになっている。

感染拡大を防ぐため、国のPCR検査を抜本的に強化し、長期にわたる対策のため、地方でも対策が欠かせないことから国の大幅な助成も含め下記のとおり求める。

記

- 1 国が行う行政検査について、クラスター発生地域などでは医療・介護施設の職員、新規入院・入所者の検査だけでなく、大規模で網羅的な検査を行うこと
- 2 医療・介護・障がい者福祉・保育・学校などの職員について国の負担で定期的なPCR検査を実施すること
- 3 地方自治体が行う地域外来・検査センターについて、人員の配置や機器をそろえられる予算措置をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院・参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣